

Circular Ref No:PNI1708

Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.

2017年8月11日

禁漁期間終了に伴う中国海域における一般商船と漁船との衝突事故回避について

(本サーキュラーは Huatai Xiamen 事務所による)

メンバー各位

中国農務省(Ministry of Agriculture of PRC:MOA)によると、5月1日に開始された夏季の禁漁期間が以下期日をもって終了を迎える。

渤海(Bohai Sea)	8月1日	黄海(Yellow Sea)	8月16日
東シナ海(East China Sea)	9月1日	南シナ海(South China Sea)	9月16日

これに伴い、中国海事局(China MSA)は安全勧告状を発表。本サーキュラーは中国海域を航行する船舶の船主、船舶管理者、船長に対し、漁船との衝突回避に向けて注意を促すために出状したものである。

**中国における禁漁期間および禁漁海域**

中国農務省(MOA)によれば、2017年夏季一時禁漁期間及び区域は以下のとおり。

1. 対象海域

渤海(Bohai Sea)、黄海(Yellow Sea)、東シナ海(East China Sea)、北部湾(Beibu Gulf)を含む北緯 12 度以北の南シナ海(South China Sea)

2. 適用漁法

補助用漁船を含み、釣り漁以外の全魚法。

3. 各海域における禁漁期間

a. 渤海(Bohai Sea)及び黄海(Yellow Sea)、北緯 35 度以北

期間：5月1日 12時から9月1日 12時まで。

b. 黄海(Yellow Sea)、東シナ海(East China Sea)、北緯 26 度 30 分から北緯 35 度の間

期間：5月1日 12時から9月16日 12時まで。

東シナ海(East China Sea)、北緯 26 度 30 分から福建省(Fujian province)および広東省(Guangdong province)までの間

期間：5月1日 12時から8月16日 12時まで。

c. 南シナ海(South China Sea)、北緯 12 度から福建省(Fujian province)および北部湾(Beibu Gulf)を含む広東省(Guangdong province)までの間

期間：5月1日 12時から8月16日 12時まで。

d. 福建省(Fujian province)と広東省(Guangdong province)との間の海域、両省の各管轄海域と北緯 23 度 09 分 42.60 秒：東経 117 度 31 分 37.40 秒と北緯 21 度 54 分 54.15 秒：東経 120 度 50 分 43 秒とを結ぶ海域

期間：5月1日 12時から8月16日まで 12時まで。

上述の情報を基に図示したものは以下のとおり。(注：地図は割愛)

## 漁業海域と漁船の特徴

### 1. 濃霧

黄海(Yellow Sea)の中央部および南部海域、長江口(Changjiangkou)と舟山島(Zhoushan Island)間の海域、北部湾(Beibu Gulf)の海域は三大濃霧海域になる。成山頭(Changshantou)および石島(Shidao)は山東半島(Shandong Peninsula)南部に位置し、年間 80 日以上が濃霧状態、時として連続 25 日間濃霧が続く。

舟山島(Zhoushan Island)における濃霧の幅は約 400 Km に及び、黄海(Yellow Sea)は 6 月、7 月はほぼ濃霧状態になる。濃霧海域である老鉄山(Laotieshan)海域、成山頭(Changshantou)海域、舟山島(Zhoushan Island)および長江口(Changzhoukou)海域には多数の漁場があり漁船との衝突事故が頻繁に発生している。

### 2. 多数の小型漁船は連絡手段を持っていない

ほとんどの漁船は全長 50m 以下、出力は 294Kw 以下である。他方、商船との連絡手段としての AIS も VHF も装備していない。従って、特に、夜間や悪天候下では、商船側が漁船を視認ないし連絡することは難しい。

### 3. 漁船の乗組員は COLREG 条約(海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約)に精通していない。航海に関する知識と訓練が不足しているため、漁船の乗組員は航海計器に習熟していない。したがって、漁期が始まると、彼らは航行ルールや規則に違反する傾向がある。

### 4. 漁期が始まると、ほぼ全ての漁船が潮の流れによって漁のために一方向へ向い、中には一日中漁をする船もいる。漁船の多くは、夜間はひとまとまりになりエンジンを停止し消灯しているので、商船のすぐ近くではほとんど見つけられず、衝突事故が発生したり商船が漁網に巻き込まれたりすることになる。

## 中国での衝突事案頻発期間

3 月と 4 月の濃霧時期だけでなく、8 月から 10 月にかけての期間もまた漁船との衝突が頻発する時期である。これを踏まえたうえで、漁期開始直後は漁船に対して細心の注意を払うことをお勧めする。

統計によれば、漁船との衝突事故は 2006 年から 2008 年にかけて合計 268 件発生しており、562 名の死亡者と 9 割の漁船が沈没する事態を引き起こしている。

最近では、漁船は木製から次第に鋼製へ変わり、レーダーや AIS といった航海計器を搭載する漁船が増えてきたことから、衝突事故の件数、特に沈没事故の件数は減少している。残念ながら、死亡者 10 名以上となる非常に重大な事故が依然として発生している。

## 東シナ海における漁船との衝突警告海図

衝突事故が主に発生しているのは東シナ海で、ここは商船の定期航路と特に上海及び寧波(Ningbo)沖の操業区域が交差する海域となっている。中国農務省(MOA)及び中国海軍航海保証部(Navigation Guarantee Department)発行の警告海図に基づいて作成した警告海図は以下のとおり。(注:海図は割愛)

## 注意勧告

1. 航路を選定するに際しては、周囲の環境、温度、潮流を含め、禁漁期間や衝突事故が頻発している海域や識別された漁場を考慮する。沿岸航行中は、漁網ないし漁船に対する十分な注意が必要である。分離通航帯が設定されている海域においては、船舶は通航ルールに厳格に従い、分離航路帯が設定されていない海域では、できる限り航路の中央を航行すべき。
2. 漁場のある海域に入域する場合は、1972年 COLREG 条約や安全管理システム(SMS)に厳格に従う。
3. 航海士ないし当直者は、例えばトロール船のような漁船の特徴的な動きを習熟すべき。乗組員は適切な見張りを敢行しレーダーを機能させておく。加えて、安全な速力で航行し、漁場海域へ接近する場合は十分な準備と低速航行を維持する。
4. 霧中航行中は海域を航行する場合は、レーダーを最大限度活用し、レーダー上で漁船が確認できない場合でも、霧中信号を吹聴する。
5. 浙江省(Zhejiang province)、福建省(Fujian province)、広東省(Guangdong province)の沿岸海域における漁船は、地域的な慣習として船舶の船首を横切ることも考慮に入れる。
6. 通常、禁漁期間終了後、数千隻もの漁船が漁場へ向けて同一方向へ航行する。こうした状況を考慮し衝突回避策をあらかじめ策定すべき。漁船の集団は、商船が彼ら集団の中を航行していることを殆ど意に介さない。船舶は、衝突回避のために漁船集団を横切ることは避けることを推奨する。
7. 漁網に侵入した場合、ないし漁網を横切った場合、プロペラに漁網を巻き込まないように、直ちに主機を停止する。
8. 商船は、漁労に従事していない場合も含めて、動力漁船との衝突回避の手段をとる。
9. 漁船が国際信号旗を使用する場合、一文字旗の意味は下記のとおり。
  - a. 文字 G 本船は揚網中である。
  - b. 文字 Z 本船は投網中である。
  - c. 文字 P 本船の漁網が障害物にひっかかっている。
  - d. 文字 T 本船を避けよ、本船は2隻でトロールに従事中。もしくは、一文字の旗旒信号に代えて長音一回を吹聴。
10. 衝突事故が発生した場合、漁船を救助する必要な措置をとらなければならない。他方、VTS(船舶交通サービス)やMSA(海事当局)にVHFで連絡しなければならない。または、海上における非常事態の際に連絡する非常時コールセンター：電話番号+86 12395への連絡もしなければならない。事故報告に失敗した場合や当局の許可なく現場から離脱した場合、その後のMSAによる捜査において責任を問われる。

Cui Jiyu

Vice President

Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.